

2022(R4)シカ年度 知床半島エゾシカ捕獲事業計画

地区別取組スケジュール (太字は前回計画案から見直しを行ったところ)

地区	内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	(モニタリング調査)						●季節移動 ライトセンサス(秋期)		流水期 道道(岩尾別~五湖間)冬期閉鎖 11月下旬~4月下旬		航空カウント	ライトセンサス(春期)	●季節移動
知床岬	①待ち伏せ狙撃 忍び猟 ほか 手法検討	→										← ~10月まで実施 (手法検討を含む)	
ルサ・相泊	①くくりわな猟							← 餌誘引+捕獲 10回以上					
	手法検討											← 春期道道沿いなど	
幌別・岩尾別	①大型仕切柵による 囲いわな式捕獲							← 餌誘引+捕獲 10回以上					
	②くくりわな猟							← 餌誘引+捕獲 10回以上					
	手法検討							← ドローンの活用、日没時銃猟評価検証など			← 必要に応じて継続		
古丹 春刈	くくりわな猟							← 餌誘引+捕獲					
ウトロ 真鯉	くくりわな猟							← 餌誘引+捕獲					

2022(R4)シカ年度 知床半島エゾシカ捕獲事業計画

捕獲取組一覧（**太字**は前回計画案から見直しを行ったところ）

事業主体	地区 [事業No.]	実施時期	捕獲手法	実施場所	実施回数 わな基数	捕獲目標 頭数
【遺産地域】						
環境省	知床岬 [特4] (位置図1)	4月～10月 ※1※2	待ち伏せ式狙撃 忍び猟 小規模巻き狩り猟ほか	知床岬先端部	延べ30 日以上 ※2	メス成獣 56頭 ※2
	ルサ-相泊 [B2] (位置図2)	12月～3月	くくりわな猟	アイドマリ川、ルサ川流域、昆布浜周辺ほか (図中①)	10回以上 30基以上	21頭
	幌別-岩尾別 [B6] (位置図3)	1月～5月	大型仕切柵による 囲いわな式捕獲	岩尾別台地上 (図中①)	10回以上	28頭
		1月～2月	くくりわな猟	幌別川河口、プユニ岬周辺 (図中②)	10回以上 15基以上	20頭
		1月～3月 (予定)	日没時銃猟 (評価検証等を含む)	岩尾別台地上	最大 5回程度	(15頭)
【隣接地域】						
林野庁	春刈古丹 [C4]	1月上旬～2月下旬 誘引は12月開始	くくりわな猟	春刈古丹川周辺	—	20頭
	ウトロ～真鯉 [C9]	1月上旬～2月下旬	くくりわな猟	宇登呂地区（ウトロ東、弁財崎）	—	35頭
				遠音別地区（オシンコシン周辺）	—	30頭

※1 6月以降は2023(R5)シカ年度事業に該当。

※2 捕獲目標頭数、実施時期並びに実施回数については、本WG委員の意見のほか、航空カウント調査結果等も踏まえて適宜見直し。

2022(R4)シカ年度 知床半島エゾシカ捕獲事業計画（遺産地域）

1. 目的

エゾシカの個体数調整を実施することにより、知床国立公園及び知床世界自然遺産地域（以下、遺産地域という。）におけるエゾシカの過増加による生態系への深刻な悪影響の緩和を図る。

2. 実施地区及び実施期間

計画期間：令和4（2022）年6月～令和5（2023）年5月（※6～8月）

実施地区ごとの期間は下表のとおり。

実施地区	実施期間
知床岬地区	令和4年6月～8月 令和5年4月～5月（※6～10月）
ルサ-相泊地区（羅臼町）	令和4年12月～令和5年5月
幌別-岩尾別地区（斜里町）	令和5年1月～5月（※6月）

※6月以降に捕獲する個体については、翌シカ年度の実施状況として整理を行う。

※シカ年度は6月から翌年5月までの期間をいう。以下、文中「年度」の表記についてはシカ年度を指す。

3. 捕獲目標及びエゾシカ生息確認状況

実施地区ごとの捕獲目標頭数は下表のとおり。

実施地区	捕獲目標頭数※1
知床岬地区	メス成獣 56 頭以上 ※1
ルサ-相泊地区	21 頭以上 ※2 (内メス成獣 6 頭以上)
幌別-岩尾別地区	48 頭以上 ※2 (内メス成獣 14 頭以上)

※1 知床岬地区は、直近の航空カウント調査結果における発見頭数のうち、メス成獣の半数以上を捕獲目標頭数として設定。

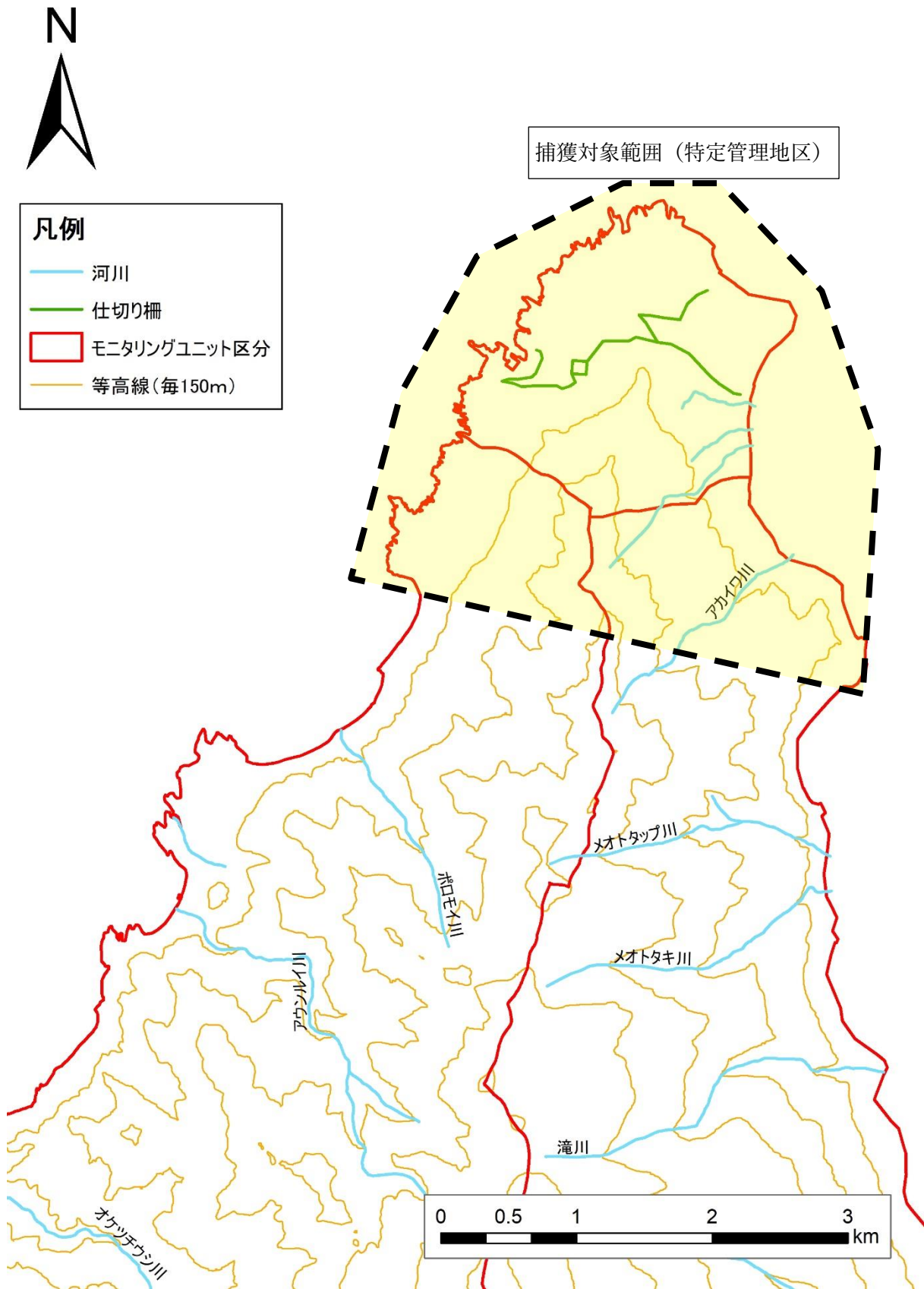
※2 知床岬地区以外の2地区は、直近の航空カウント調査結果における発見頭数（雌雄合計）から一般的な自然増加率（年当たり21%）分を算出し、雌雄合計として捕獲目標頭数を設定。この内メス成獣については、過去の捕獲実績より上記目標頭数の約3割程度を目標頭数として設定。

なお、実施地区ごとの目標密度等の状況は下表のとおり。

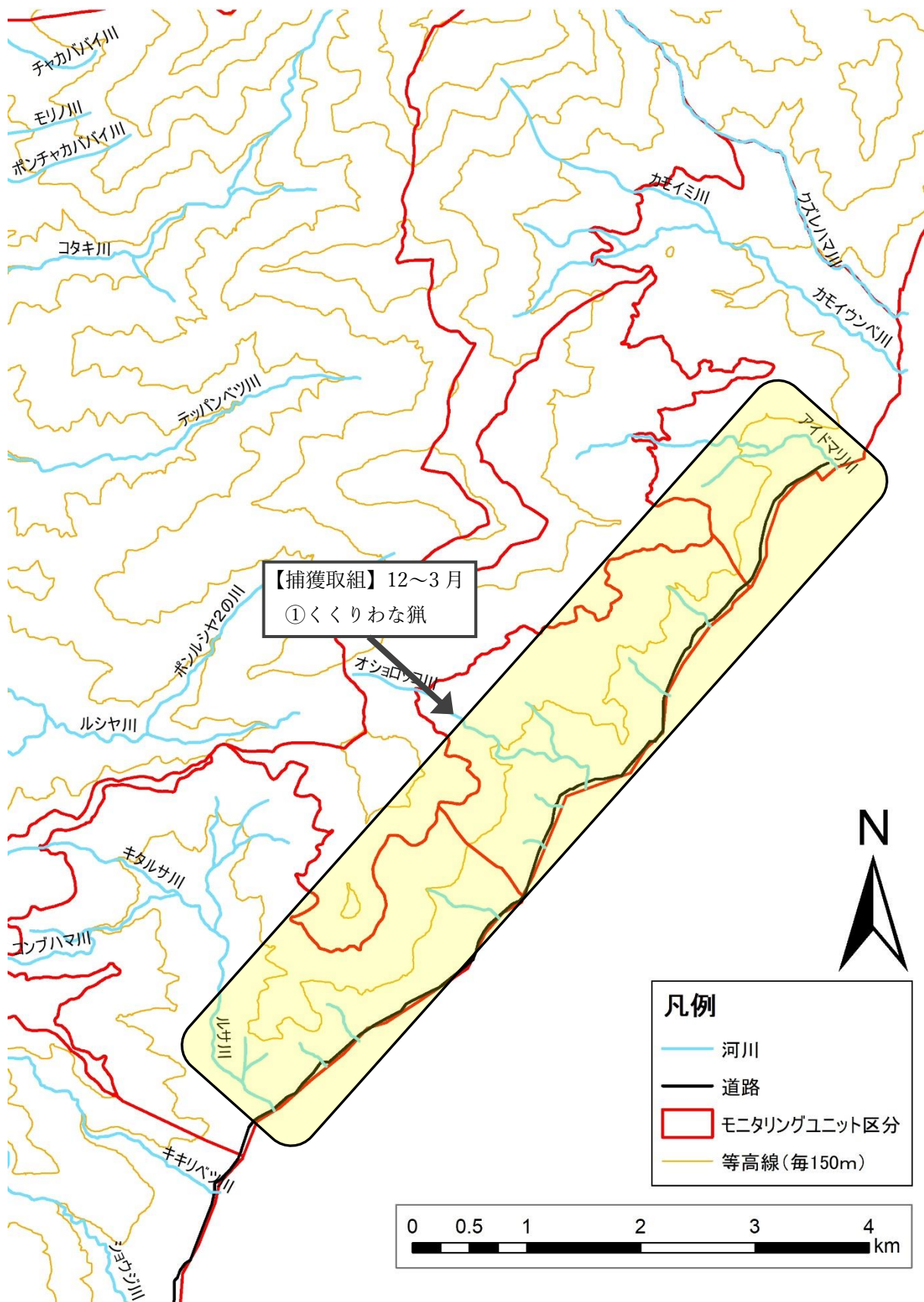
実施地区	第4期 目標密度	発見頭数※1	発見密度※1	
		2021年度	第3期最終年 (2021年度)	第2期最終年 (2016年度)
知床岬地区	10 頭/km ²	316 頭 内メス成獣 112 頭	78.64 頭/km ²	27.50 頭/km ²
ルサ-相泊地区	5 頭/km ²	98 頭	3.97 頭/km ²	2.84 頭/km ²
幌別-岩尾別地区	5 頭/km ²	299 頭	10.28 頭/km ²	4.60 頭/km ²

※1 発見頭数及び密度については、過年度のエゾシカ航空カウント結果を基に算出・掲載。

4. 捕獲等取組予定位置図



位置図(1) 知床岬地区



位置図(2) ルサ-相泊地区



凡例

-  河川
-  道路
-  モニタリングユニット区分
-  等高線(毎150m)

【手法検討】

幌別-岩尾別地区
ドローンの活用など

【捕獲取組】1~5月

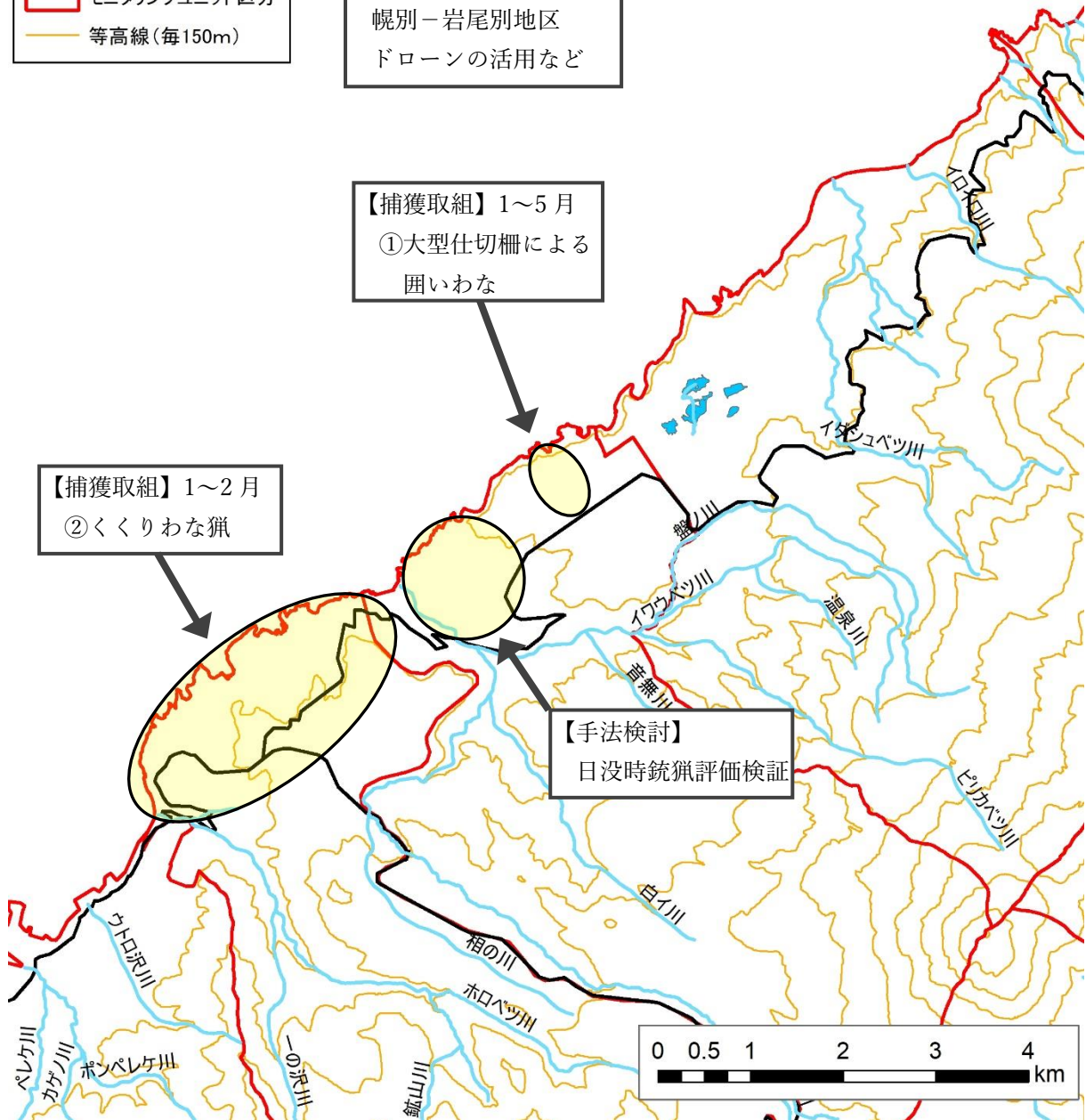
①大型仕切柵による
囲いわな

【捕獲取組】1~2月

②くくりわな猟

【手法検討】

日没時銃猟評価検証



位置図(3) 幌別-岩尾別地区

北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
 （令和4年●月●日から令和5年3月31日まで）
 令和4年●月●日策定

1 背景及び目的

平成17年7月に知床半島が世界自然遺産に登録されたことを受けて、北海道では平成19年より林野庁、環境省とともに「知床半島エゾシカ管理計画」を策定、1980年代初頭の植生を回復させることを当面の目標とし、高密度状態にあるエゾシカの個体数調整を含めた管理に取り組んでいる。現在、知床半島におけるエゾシカの個体数は全体的に減少傾向にあるが、知床岬地区など一部の遺産地域では依然として高密度状態が続いており、さらなる管理の推進が望まれる。また、個体数調整により生息密度を目標とする密度までさらに低下させ、維持するためには、従来とは異なる捕獲手法の導入を検討する必要がある。

以上の状況を踏まえ、エゾシカの個体数調整をより効果的かつ効率的に実施するため、本計画では「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」（北海道）のガイドラインに沿って、一部地域において夜間銃猟を実施するとともに、その効果検証を行い、より適切な管理手法の確立を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ（エゾシカ）

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
幌別－岩尾別地区 (斜里町)	令和4年●月●日～令和5年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和5年1月1日～令和5年5月31日 (延べ5日間程度)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
幌別－岩尾別地区	斜里郡 斜里町	本地区では平成23年度以降、継続的に個体数調整が行われており安全確保等、十分な知見を得られている。一方で、捕獲が日中に限られる等の課題があることから、日没後3時間程度まで銃猟時間を延長して行うこと（夜間銃猟）がより効果的と考えられる。	「知床世界自然遺産地域管理計画」（北海道知床世界自然遺産条例）、「知床半島エゾシカ管理計画」（鳥獣保護管理法）、「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」（自然公園法）の各計画対象地域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
知床岬地区 幌別－岩尾別地区	ニホンジカ 15 頭 (生息数の低減に向け、メスジカの捕獲を積極的に行う)

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
幌別－岩尾別地区	銃猟（夜間銃猟を含む誘引捕獲を想定）。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。	銃猟 5 日程度

※銃猟にあたっては、非鉛弾を使用

② 作業手順

<p>【事前調査の実施】 生息状況の確認及び給餌への誘引状況を確認する。</p> <p>【関係者との調整】 関係機関（振興局、自治体、道路管理者、警察等）との協議や利害関係者との合意形成を図るとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。</p> <p>【捕獲等の実施】 本計画及び「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】 受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等との連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 幌別－岩尾別地区において捕獲をした個体は、原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体（知床岬地区において捕獲した個体を含む）は適切に処分する。</p> <p>【捕獲情報の収集・評価】 受託者から、捕獲日時、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所や目撃数の他、捕獲作業時間等の情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業の評価を行う。</p>
--

(2) 夜間銃猟に関する事項

① 夜間銃猟をする必要性

幌別－岩尾別地区においては平成 23 年度以降、積雪が増す時期に海岸付近に集中するエゾシカ群の個体数調整を実施しており、平成 29 年度より同地区岩尾別台地上の森林内においてハイシートを用いた待ち伏せ狙撃等が行われている。

当該地区はエゾシカの集中する期間が限られており、その期間において計画に基づく捕獲目標頭数を達成しなくてはならず、また、これまでの捕獲事業の進展に伴い捕獲効率の低下等の課題も生じている。

これらを踏まえ昨年に引き続き、さらに効果的かつ効率的な捕獲を進め、エゾシカの適切な個体数管理に資するために、通常日没までとされている銃猟可能時間をエゾシカの出没頻度が高まる日没後 3 時間程度まで延長する必要がある。

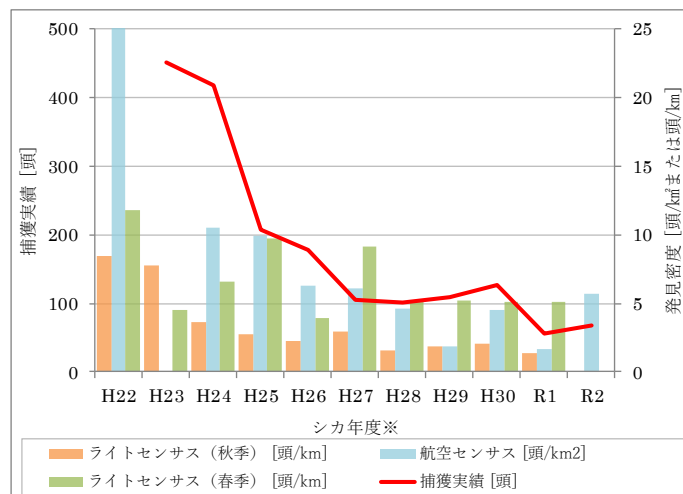


図 1. 幌別-岩尾別地区におけるエゾシカ捕獲状況と航空カウント調査結果の推移 (直近 11 年間)

※シカ年度は 6 月から翌年 5 月までの期間をいう。

表 1. 岩尾別台地上における夜間銃猟による出現頭数と捕獲見込数

延長時間	出現頭数	捕獲見込数	射手(1名)待機 1 時間あたりの捕獲効率
～日没まで	—	15 頭(実績)	0.45 頭/h
～日没後 1 時間まで	15 頭	+6 頭	0.60 頭/h
～日没後 2 時間まで	36 頭	+10 頭	1.00 頭/h
～日没後 3 時間まで	31 頭	+7 頭	0.70 頭/h

※現地捕獲結果 (令和 3 年 2 月 17 日～3 月 19 日、計 10 回) より

※出現頭数は各時間帯に自動撮影カメラで撮影されたエゾシカの延べ頭数の合計値を示す。

※捕獲見込数は、エゾシカが確認された時間帯につき 1～2 頭捕獲できた場合の見込み数。

② 銃猟可能時間の延長の内容

実施区域	実施時期及び時間	実施方法	実施者
幌別－岩尾別地区 (岩尾別台地上を想定)	1月～3月頃 銃猟可能時間を日没後原則として最長3時間まで延長し、実施する	銃猟による誘引狙撃 (森林内において利用者の立入を制限するよう地権者と調整し、安全を確保した上で、ハイシートを用いてバックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを狙撃する)	夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、実施区域に係る周辺住民、道路管理者、警察等の関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように安全対策を行う。 ・捕獲した個体は速やかに原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。 ・実施に当たっては、安全管理のため適切に人員を配置し、平時及び事故発生時の連携体制を構築する。 ・周辺住民及び来訪者の安全管理のため、事前周知を確実にを行い、実施時には立入制限を行うよう調整する。 ・その他詳細については、北海道が定めるガイドラインに基づき、実施体制の詳細（従事者数ならびに役割等）、狙撃対象へのライト照射について具体的に定め、確実に安全対策が図られるよう配慮する。
--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<p>○実施主体：環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方法：委託 ・委託の範囲：指定管理鳥獣の捕獲 ・委託先：夜間銃猟による認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者 ・結果の評価等 <p>受託者が収集した情報について、専門家を含めた検討会議において評価するとともに、夜間銃猟による効果等の検証を行う。</p>
--

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静音を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・夜間銃猟実施にあたり、チラシ等の配布や立入禁止等の看板の設置、防災無線等を適宜活用し、周辺住民や来訪者への事前周知を図る。
- ・夜間銃猟実施当日において、保安要員の配置などによる注意喚起を行い、安全管理に十分に配慮する。
- ・関連機関のホームページ及び来訪者の立寄施設等に情報を掲示し、注意喚起を行う。

(2) 指定区域の静音の保持に必要な事項

- ・夜間銃猟は日没後3時間までとしており、深夜の発砲は行わない他、発砲回数を最小限にする等、静音の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・捕獲実施場所における道路管理者及び警察等に対し事前に説明を行うとともに、道路占有協議や道路使用許可申請等の必要な手続きを行う。
- ・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請のほか、国有林への入林届など、法令による規制がある区域では必要な手続きを事前に行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲された個体は、食肉やペットフード等できる限り有効活用に努め、困難な場合は、適正に処理する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関とは事前に必要に応じ事業の実施日や場所を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故防止対策を徹底する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図

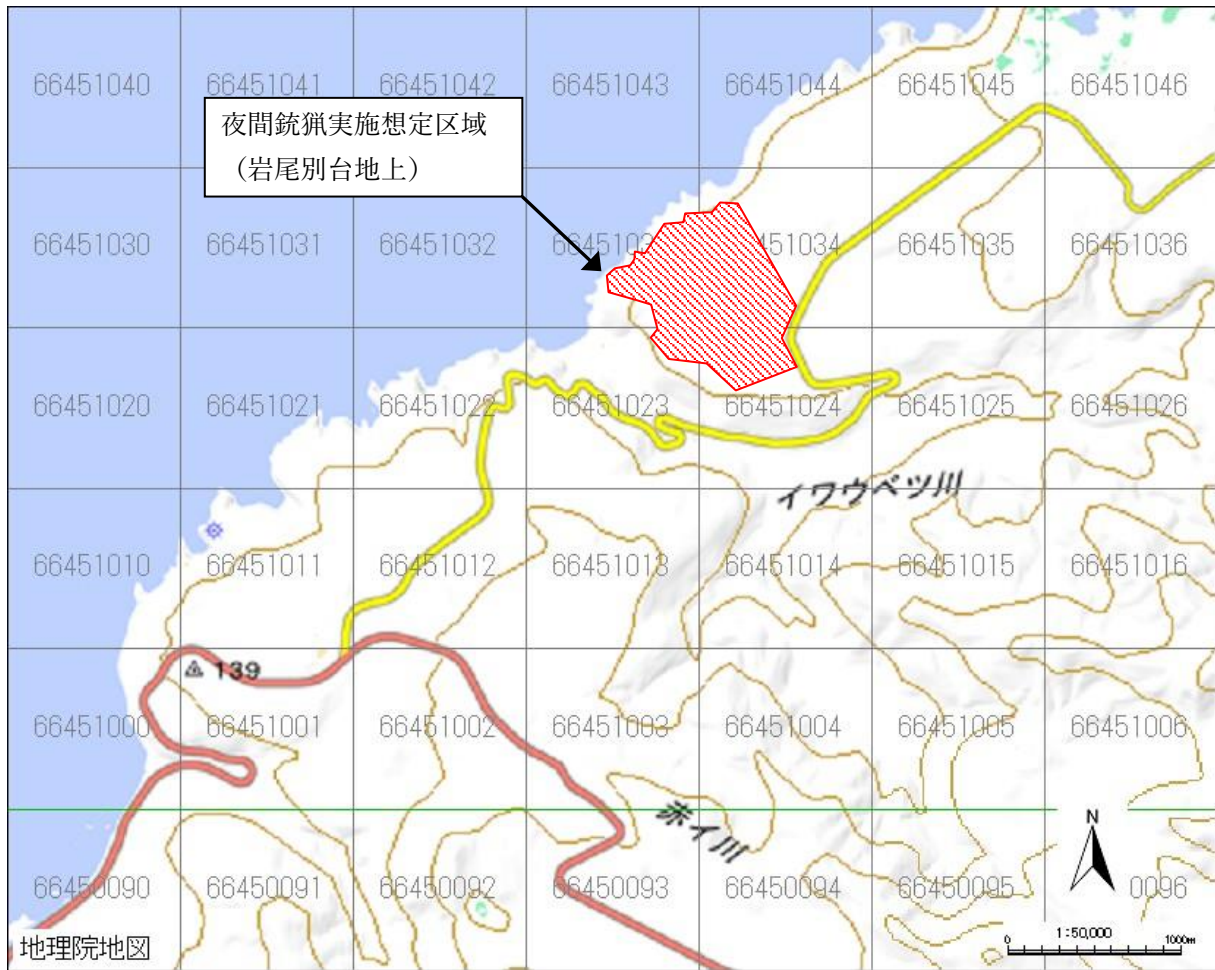


図2. 夜間銃猟 実施区域 (幌別-岩尾別地区)

※地区ごと実施区域図中、マス内8桁の数字は三次メッシュコード (地域メッシュ) を表す。

(確定版)

2022 (R4) シカ年度 エゾシカ捕獲事業計画 (隣接地域)

第4期知床半島エゾシカ管理計画の管理目標：エゾシカの採食圧を軽減することにより、生物多様性を保全するとともに、地域住民とエゾシカの軋轢緩和を図る。

1 経緯と方針

<経緯>

- ・北海道森林管理局では、2010 (H22) 年度から春苺古丹地区で捕獲事業を開始。2013 (H25) 年度から遺産地域に隣接する宇登呂地区での捕獲事業を開始。2014 (H26) 年度から遠音別地区、真鯉地区において捕獲事業を開始。
- ・わなによる捕獲は、囲いわな、箱わなに加え、2018 (H30) 年度からくくりわなによる捕獲を実施。
- ・囲いわなでの捕獲数が年々減少しており、理由としては警戒心の増加、局所的な生息数の減少が原因として考えられる。
- ・地形条件等により囲いわな設置が難しい箇所においては、銃を用いた捕獲をH26年度から実施。なお、捕獲可能な場所が限られることもあり、捕獲頭数は年々減少しており、R2年度以降は銃猟を休止するとともに、くくりわな主体に捕獲を実施。

<方針>

- ・希少猛禽類が高密度に生息していることから、捕獲方法はわなによる捕獲を行う。
- ・囲いわなについては捕獲頭数が減少しているため、当面休止する。
- ・銃を用いた捕獲は捕獲頭数の減少のため、今年度も実施しない。
- ・銃猟禁止区域であるウトロ東からオシンコシンにかけて、及び春苺古丹において、くくりわなによる捕獲を行う。
- ・捕獲目標頭数は前年度及び前々年度実績を勘案して作成。

2 捕獲事業内容案

<全体>目標 85 頭

- ・くくりわな（1月上旬～2月下旬に捕獲を実施）

2-1) 宇登呂地区 捕獲目標頭数：35 頭

- ・くくりわな（ウトロ東、弁財崎）

2-2) 遠音別地区 捕獲目標頭数：30 頭

- ・くくりわな（オシンコシン周辺）

2-3) 春苺古丹地区 捕獲目標頭数：20 頭

（12月給餌・誘引開始、1月上旬～2月下旬捕獲実施）

- ・くくりわな（春苺古丹川周辺）

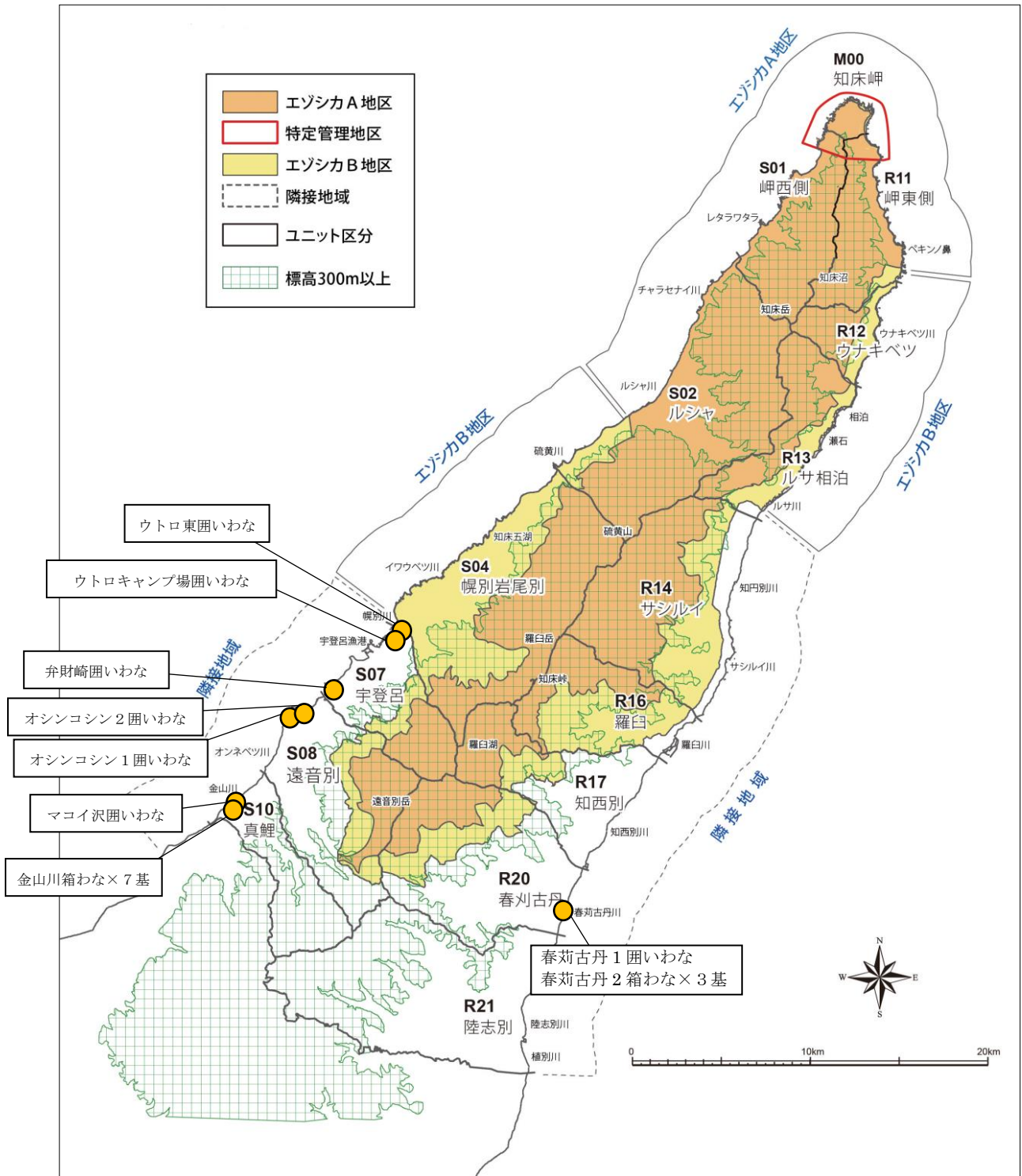


図. 既設囲いわな・箱わな位置図。2022(R4)年度は既設わなの稼働予定なし。

隣接地域におけるエゾシカ捕獲頭数推移

表 1. 隣接地域におけるエゾシカ捕獲頭数（シカ年度・捕獲主体別）

捕獲主体	第 1 期		第 2 期					第 3 期					計
	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	
一般狩猟	364	363	177	292	254	240	159	110	110	72	103	未集計	2,244
斜里町	115	105	51	76	74	89	41	21	52	71	79	28	802
羅臼町		146	117	76	111	137	81	142	112	52	136	89	1,199
林野庁	4	96	56	35	119	186	99	80	79	57	119	75	1,005
総計	483	710	401	479	558	652	380	353	353	252	437	192	5,250
計画期間計	1,193		2,470					1,587					5,250

注 1：斜里町、羅臼町、林野庁における捕獲頭数は有害捕獲事業による捕獲頭数。

注 2：空欄は集計中のため不明のもの。

注 3：斜里町における捕獲頭数のうち、2010年から2012年の捕獲頭数は、農林水産省緊急捕獲補助金による捕獲頭数（北海道庁所有のデータ）を集計。2013年から2021年の捕獲頭数は、町の有害捕獲奨励金の支出対象となった捕獲頭数にその他有害捕獲事業による頭数（計176頭）を加算して集計（斜里町所有のデータ）。

注 4：羅臼町における捕獲頭数は、農林水産省緊急捕獲補助金による捕獲頭数（羅臼町所有のデータ）を集計。

注 5：一般狩猟の捕獲頭数は捕獲許可証記載の頭数（北海道庁所有のデータ）を集計。

注 6：2021シカ年度の斜里町の捕獲頭数は4月及び5月の頭数を含まない。

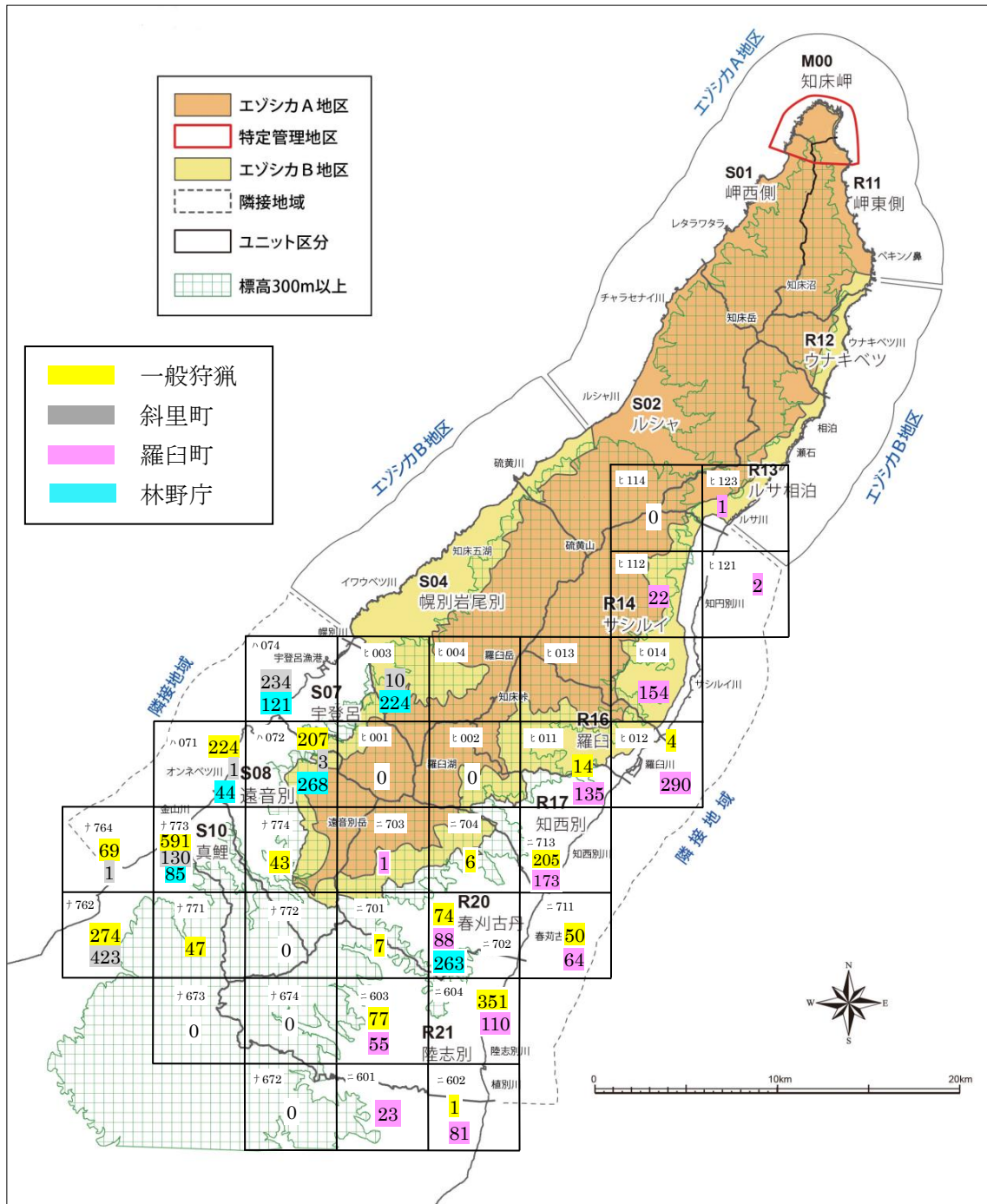


図1. 過去11年間の隣接地域における狩猟メッシュ (5km×5km) 別、捕獲主体別の捕獲頭数 (集計対象とした狩猟メッシュ)

表2. 過去11年間の隣接地域におけるエゾシカ捕獲頭数(捕獲メッシュ・捕獲主体別)

捕獲メッシュ(町)	捕獲主体	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	計
f762(日の出)	一般狩猟	29	44	34	43	6	34	22	13	34	6	9	未集計	274
	斜里町	72	26	37	23	29	32	31	13	32	47	64	17	423
f764(日の出)	一般狩猟	5	10	11	6	14	13	8	1	0	0	1	未集計	69
	斜里町		1											1
f771(真鯉)	一般狩猟	15	9	1	8	2	4	8		0	0		未集計	47
f772(真鯉)	一般狩猟										0		未集計	0
f773(真鯉)	一般狩猟	135	100	48	92	107	60	23	13	1	8	4	未集計	591
	斜里町	33	78	14			2	1	2					130
	林野庁	-	-	-	-	29	19	11	17	9	0	-	-	85
f774(遠音別)	一般狩猟	23	16	2	1	1			0				未集計	43
-601(楯別川)	羅臼町	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	10	10	23
-602(楯別川)	一般狩猟											1	未集計	1
	羅臼町				8	3	12		14	4	3	19	18	81
-603(陸志別)	一般狩猟	9	8	10	14	3	4	4	6	14	4	1	未集計	77
	羅臼町	-	-	-	-	-	-	-	4	9	8	19	15	55
-604(陸志別)	一般狩猟	31	38	13	32	17	58	30	46	34	18	34	未集計	351
	羅臼町	-	4	-	10	2	10	14	8	11	6	34	11	110
-701(香河古丹)	一般狩猟	2	5				0			0	0		未集計	7
-702(香河古丹)	一般狩猟	8	8	4	10	9	9	9	6	1	5	5	未集計	74
	羅臼町	-	2	20	3	4	17	1	7	5	9	16	4	88
	林野庁	4	96	56	-	-	-	-	16	20	31	34	6	263
-703(香河古丹)	羅臼町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
-704(香河古丹)	一般狩猟	6												6
-711(香河古丹)	一般狩猟	8	19	4	4	5	1	2	0	2	3	2	未集計	50
	羅臼町	-	42	5	-	10	1	-	1	-	-	2	3	64
-713(知西別)	一般狩猟	34	49	18	17	17	15	7	16	12	7	13	未集計	205
	羅臼町	-	27	10	5	26	17	10	21	18	1	15	23	173
*071(遠音別)	一般狩猟	38	32	18	27	34	17	8	5	0	17	28	未集計	224
	斜里町												1	1
	林野庁	-	-	-	-	7	12	12	4	6	3	-	-	44
*072(遠音別)	一般狩猟	21	20	9	36	37	24	36	3	12	4	5	未集計	207
	斜里町												3	3
	林野庁	-	-	-	-	41	71	29	16	15	9	58	29	268
*074(宇登呂)	斜里町				53	45	55	9	6	20	24	15	7	234
	林野庁	-	-	-	-	19	58	18	11	8	7	-	-	121
t001(宇登呂)	斜里町													
t003(宇登呂)	斜里町	10												10
	林野庁	-	-	-	35	23	26	29	16	21	7	27	40	224
t011(羅臼)	一般狩猟		5	5	2		1		1				未集計	14
	羅臼町	-	-	18	1	6	5	23	19	44	15	3	1	135
t012(羅臼)	一般狩猟					2		2			0		未集計	4
	羅臼町	-	58	44	27	37	37	21	50	4	7	1	4	290
t014(サシルイ)	羅臼町	-	12	16	22	21	37	11	9	15	3	8	-	154
t112(サシルイ)	羅臼町	-	-	4	-	1	-	1	7	1	-	8	-	22
t121(00円別川)	羅臼町	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
t123(ルサ)	羅臼町	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
小計	一般狩猟	364	363	177	292	254	240	159	110	110	72	103	未集計	2,244
	斜里町	115	105	51	76	74	89	41	21	52	71	79	28	802
	羅臼町		146	117	76	111	137	81	142	112	52	136	89	1,199
	林野庁	4	96	56	35	119	186	99	80	79	57	119	75	1,005
計		483	710	401	479	558	652	380	353	353	252	437	192	5,250

注1: 一般狩猟による捕獲頭数について、数値の「0」は出猟はあったが捕獲がなかったもの。空欄は、出猟がなかったもの、または、出猟はあったが捕獲がなかったもの、の両方を含む。

注2: 羅臼町及び林野庁の有害捕獲頭数における「-」は、出猟がなかったもの。斜里町の有害捕獲頭数における空欄は、出猟がなかったもの、または、出猟はあったが捕獲がなかったもの、の両方を含む。